

岩手県告示第410号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和7年6月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 解除に係る保安林の所在場所 釜石市鵜住居町第21地割25の47、箱崎町第9地割22の1、22の8、25の4、25の7
- 2 保安林として指定された目的 魚つき
- 3 解除の理由 道路用地とするため